

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 7 号の表 3 の項中「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護」に改め、同表 1 2 の項中「介護予防訪問介護、」及び「介護予防通所介護、」を削り、同表に次のように加える。

1 8	法 第 1 1 5 条 の 4 5 の 5 第 1 項	第 1 号 事 業 に 係 る 指 定 事 業 者 の 指 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	第 1 号 訪 問 事 業	1 件	10,000円
			第 1 号 通 所 事 業	1 件	15,000円
1 9	法 第 1 1 5 条 の 4 5 の 6 第 1 項	第 1 号 事 業 に 係 る 指 定 事 業 者 の 指 定 の 更 新 の 申 請 に 対 す る 審 査		1 件	10,000円

附 則

この条例は、平成 2 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 2 7 号の表 1 2 の項の改正規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 2 6 年法律第 8 3 号)による介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)の改正に伴う地域密着型通所介護に係る指定事業者の指定及び指定の

更新の申請に対する審査に係る手数料の規定の追加、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る指定事業者の指定の申請に対する審査に係る手数料の規定の削除並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定及び指定の更新の申請に対する審査に係る手数料の規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第 1 3 5 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行に係る規定の追加(別表第 2 関係)

地域密着型通所介護に係る指定事業者の指定及び指定の更新の申請に対する審査に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務		単位	金額
指定地域密着型サービス事業者の 指定の申請に対する審査	地域密着型通所 介護	1 件	30,000 円
指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請 に対する審査		1 件	10,000 円

(2) 介護予防サービスの介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)への移行に係る規定の改正(別表第 2 関係)

ア 総合事業に係る指定事業者の指定及び指定の更新の申請に対する審査に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務		単位	金額
第 1 号事業に係る指定事業者の 指定の申請に対する審査	第 1 号訪問事業	1 件	10,000円
	第 1 号通所事業	1 件	15,000円
第 1 号事業に係る指定事業者の指定の更新の申請 に対する審査		1 件	10,000円

イ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る指定事業者の指定の申請に対する審査に係る手数料の規定を削除するもの

2 施行期日

(1) 1 (1) 及び(2) アに係る規定 平成 2 8 年 2 月 1 日

(2) 1 (2) イに係る規定 平成 3 0 年 4 月 1 日

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
相模原市国民健康保険条例(昭和 34 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「100 分の 5.15」を「100 分の 5.33」に改める。

第 16 条中「100 分の 1.85」を「100 分の 2」に改める。

第 20 条中「100 分の 1.25」を「100 分の 1.52」に改める。

附則第 11 条中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 11 条の改正規定及び附則第 3 項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の相模原市国民健康保険条例(附則第 11 条を除く。)の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の附則第 11 条の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案の理由

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、収支の均衡を図るための国民健康保険税の税率の改正及び地方税法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 3 号)に

よる租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)の改正に伴う国民健康保険税の課税の特例に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 3 6 号関係資料

相模原市国民健康保険条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 国民健康保険税の税率の改正(第 1 2 条、第 1 6 条及び第 2 0 条関係)

項 目		現 行	改正後
税 率	医 療 分 所得割額	100 分の 5.15	100 分の 5.33
	後期高齢者 支援金等分 所得割額	100 分の 1.85	100 分の 2
	介 護 分 所得割額	100 分の 1.25	100 分の 1.52

(2) 国民健康保険税の課税の特例に係る規定の改正(附則第 1 1 条関係)

地方税法の一部を改正する法律(平成 2 5 年法律第 3 号)による租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 4 4 年法律第 4 6 号)の改正に伴い、被保険者の所得割額等に関する国民健康保険税の課税の特例に係る規定の改正をするもの

2 施行期日

(1) 1 (1) に係る規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

(2) 1 (2) に係る規定 平成 2 8 年 1 月 1 日(平成 2 9 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)

相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 号中「30 歳以上の者であって、」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

提案の理由

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成 14 年厚生労働省令第 49 号)の改正に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 73 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

(1) 指導員又は保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)

指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

(相模原市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 相模原市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 74 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「)及び保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

(相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第28条第6項中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

第39条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「都道府県知事」に改める。

第53条第2項第1号、第59条第1号及び第101条第3号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

(相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表備考1中「第18条の18第1項」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第8項において準用する場合を含む。)」を加える。

(相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

(相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正前の相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第59条第1号の地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定は、第3条の規定による改正後の相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第59条第1号の都道府県知事の指定とみなす。

提案の理由

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成27年法律第56号)により国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)が改正され、神奈川県全域が国家戦略特別区域限定保育士事業の実施区域とされたことに伴う国家戦略特別区域限定保育士に係る関係条例の整備その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 3 8 号関係資料

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の概要

1 改正の内容

国家戦略特別区域限定保育士の配置基準上の算入に係る規定の改正(第 1 条から第 6 条まで関係)

神奈川県全域が国家戦略特別区域限定保育士事業の実施区域とされたことから、本市における指定児童発達支援事業所、児童福祉施設等の保育士の配置基準に国家戦略特別区域限定保育士を含むこととする規定の改正をするもの

2 施行期日

公布の日

国家戦略特別区域限定保育士

国家戦略特別区域法(平成 2 5 年法律第 1 0 7 号)第 1 2 条の 4 第 8 項において準用する児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 1 8 条の 1 8 第 1 項の登録を受け、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う者をいう。

相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例について
相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 1 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例

相模原市医療法施行条例(平成 24 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(専属薬剤師の設置)」に改め、同条中「診療所は、医師が常時 3 人以上勤務する診療所」を「開設者は、病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所の開設者」に改める。

本則に次の 2 条を加える。

(病院の人員等の基準)

第 3 条 法第 21 条第 1 項第 1 号の規定による病院に置くべき従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、その員数は、当該各号に定める員数とする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を 150 をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を 70 をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を 75 をもって除した数とを加えた数(その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときはその端数は 1 として計算する。)
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を 4 をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を 3 をもって除した数とを加えた数(その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときはその端数は 1 として計算する。)に、外来患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔^{くわう}外科にお

いてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (4) 栄養士 病床数が100以上の病院にあっては、1
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数
- (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実情に応じた適当数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに開設し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

(病院の施設等の基準)

第4条 法第21条第1項第12号に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 消毒施設(法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する病院を除く。)
- (2) 洗濯施設(法第15条の2の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する病院を除く。)
- (3) 談話室(療養病床を有する病院に限る。)
- (4) 食堂(療養病床を有する病院に限る。)
- (5) 浴室(療養病床を有する病院に限る。)

2 前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる施設は、次の基準を満たすものでなければならない。

- (1) 消毒施設は、蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること。
- (2) 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しむ広さを有すること。
- (3) 食堂は、内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (4) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものであること。

附則を次のように改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(病院の人員に関する経過措置)
- 2 平成24年6月30日までに医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第53条の規定により同条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを神奈川県知事に届け出た病院の看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数に係る第3条第1項の規定の適用については、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同項第2号中「療養病床」とあるのは「療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数」と、同項第3号中「4」とあるのは「6」とする。
- 3 精神病床を有する病院(省令第43条の2に規定するものを除く。)の看護師及び准看護師の員数に係る第3条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ただし書中「歯科衛生士」とあるのは「歯科衛生士と、精神病床にあっては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。)から減じた数を看護補助者」とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による医療法(昭和23年法律第205号)の改正により病院の開設許可等の権限が都道府県から指定都市に移譲されたことに伴い、病院の専属薬剤師の設置並びに人員及び施設の基準について所要の定めをいたしたく提案するものである。

議案第 1 3 9 号関係資料

相模原市医療法施行条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 病院への専属薬剤師の設置に係る規定の追加(第 2 条関係)

病院に専属の薬剤師を置かなければならないこととする規定を追加するもの

(2) 病院の人員等の基準に係る規定の追加(第 3 条関係)

病院に置くべき従業者である薬剤師、看護師、准看護師等の人員等の基準に係る規定を追加するもの

(3) 病院の施設等の基準に係る規定の追加(第 4 条関係)

病院に必要な消毒施設、洗濯施設、談話室、食堂及び浴室の施設等の基準に係る規定を追加するもの

2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(相模原市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(平成 17 年相模原市条例第 173 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例

本則中「農業委員会等に関する法律」を「この条例は、農業委員会等に関する法律」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項」に、「の選挙による委員」を「(以下「農業委員会」という。)の委員及び農地利用最適化推進委員」に、「は、30 人とする」を「を定めるものとする」に改め、本則を第 1 条とし、同条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条の次に次の 2 条を加える。

(農業委員会の委員の定数)

第 2 条 農業委員会の委員の定数は、19 人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 農地利用最適化推進委員の定数は、22 人とする。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年相模原市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 35 の項の次に次のように加える。

35 の2	農地利用最適化推進委員	月額	40,000円
----------	-------------	----	---------

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第3条 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

相模原市農業委員選考委員会	相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	5人以内	3年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
---------------	--	------	----------------------------

(相模原市農業委員会の選挙区等に関する条例の廃止)

第4条 相模原市農業委員会の選挙区等に関する条例(平成21年相模原市条例第69号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年1月1日から施行する。

提案の理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)による農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の改正に伴い、関係条例の整備をいたしたく提案するものである。

議案第140号関係資料

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要

1 改正又は廃止の内容

(1) 相模原市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正(第1条関係)

ア 題名の改正

市長が議会の同意を得て農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)を任命することとされたことに伴い、相模原市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(平成17年相模原市条例第173号)の題名を「相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例」とするもの

イ 農業委員の定数に係る規定の改正

本市の農業の状況や現行の農業委員の定数を踏まえ、農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第5条に規定する定数の基準により、農業委員の定数を19人とするもの

ウ 農地利用最適化推進委員の定数に係る規定の追加

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うため、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を委嘱しなければならないとされたことから、農業委員会等に関する法律施行令第8条に規定する定数の基準により、推進委員の定数を22人とするもの

(2) 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(第2条関係)

推進委員の報酬額を月額40,000円とするもの

(3) 附属機関の設置に関する条例の一部改正(第3条関係)

農業委員として任命すべき者の選考について、調査審議させるため、相模原市農業委員選考委員会を設置するもの

(4) 相模原市農業委員会の選挙区等に関する条例の廃止(第4条関係)

農業委員の公選制の廃止に伴い、農業委員を選挙すべき選挙区の名称、選挙区の区域及び選挙区において選挙すべき委員の定数を定める相模原市農業委員

会の選挙区等に関する条例(平成21年相模原市条例第69号)を廃止するもの

2 施行期日

平成28年4月1日。ただし、1(3)に係る規定は、同年1月1日

農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱され、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進のための活動を行う者をいう。

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について
相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 27 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例
相模原市都市公園条例(昭和 45 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「又は植物を採取する」を「木竹以外の植物を採取し、又はこれらを損傷する」に改め、同条第 9 号を削り、同条第 8 号中「とめおく」を「止め置く」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、同条第 5 号中「はり紙若しくははり札をし」を「張り紙をし、張り札をし」に、「表示する」を「表示し、若しくは配布する」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 植物の種子をまき、又は植物を植えること。

第 5 条に次の 2 号を加える。

(10) 危険を生じさせるおそれのある行為又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

都市公園利用者等の安全を確保し、都市公園としての機能の保全及び適正な管理を行うため、都市公園における行為の禁止に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 4 1 号関係資料

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

都市公園内における行為の禁止に係る規定の改正(第 5 条関係)

都市公園内で私的に植物を植え、又は畑として耕作する等の行為、許可なくチラシ等の広告を配布する行為、ドローンの使用等危険を生じさせるおそれがある行為又は他人に迷惑を及ぼす行為その他の都市公園の利用及び管理に支障のある行為を禁止することとするもの

2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

相模原市建築審査会条例の一部を改正する条例について
相模原市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市建築審査会条例の一部を改正する条例
相模原市建築審査会条例(昭和 4 6 年相模原市条例第 1 4 号)の一部を次のように
改正する。

- 第 1 条中「、必要な」を「必要な」に改める。
- 第 2 条の見出しを「(組織等)」に改め、同条に次の 2 項を加える。
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
- 第 6 条中「公開とする」を「、公開とする」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 0 号)による建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)の改正に伴う建築審査会の委員の任期に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
相模原市道路占用料徴収条例(昭和 4 4 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「取消した」を「取り消した」に改める。

別表中

円	円	円
1 2 0	1 3 0	2 4 0

に、

2 5 0	9 3	9 4	2 3 0
	4 6 0	5 0 0	1 4 0

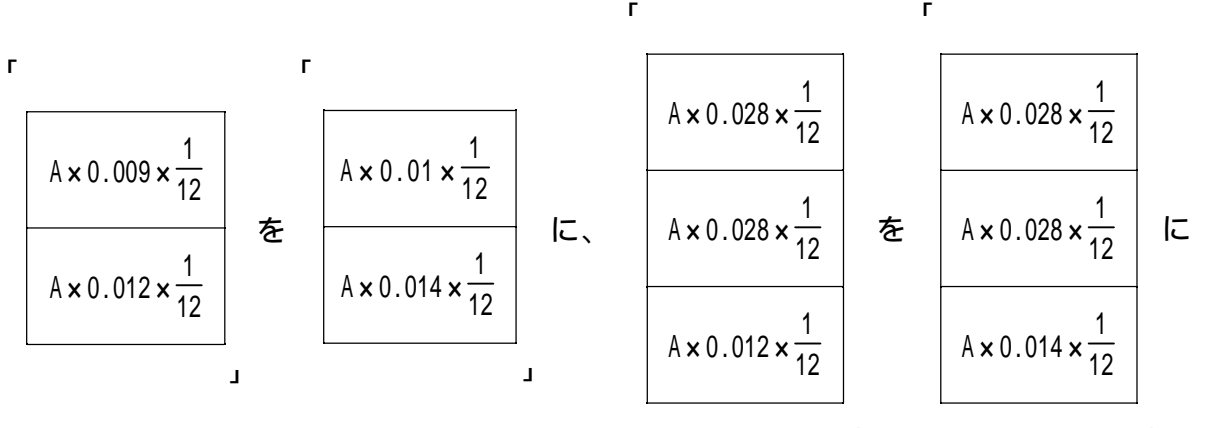
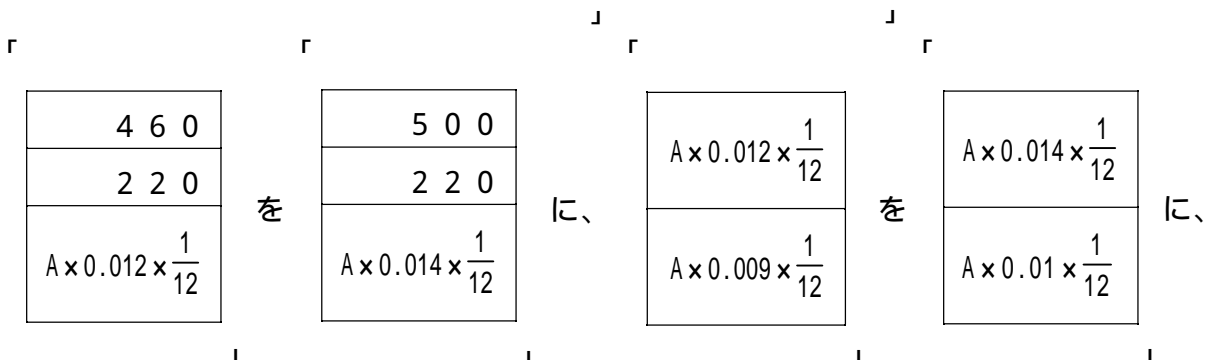
に、

2 5 0	4 6	5 0
1 5 0	4 6 0	5 0 0
	4 6	5 0
	4 6 0	5 0 0
	1 8 0	1 8 0
	4 6	5 0
	4 6 0	5 0 0
	4 6	5 0
	4 6 0	5 0 0

に、

4,640
2,320

5,010
2,500



改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に占用の許可を受け、施行日において現に占用を継続しているもの(城山町及び藤野町の編入の日前に旧城山町道路占用料徴収条例(昭和51年城山町条例第12号)又は旧藤野町道路占用料徴収条例(昭和51年藤野町条例第13号)の規定により占用の許可を受けているものを除く。)の平成28年度以後の占用に係る占用料の額については、改正後の相模原市道路占用料徴収条例の規定を適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行に伴う必要な経過措置は、規則で定める。

提案の理由

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路占用料の額の見直しを踏まえ道路占用料の単価の改定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。